

令和 7 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県が実施する外国人介護人材受入環境整備事業を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

外国人介護人材に対する日本語能力や介護技能（以下「日本語能力等」という。）の向上を図る研修、及び介護施設等職員に対する外国人介護人材受入体制強化に向けた研修の実施により、外国人介護人材の必要な技能習得とともに、国内の介護現場における円滑な就労・定着を支援することを目的とする。

(2) 委託業務の主な内容

- ①受講者の募集及び取りまとめ
- ②外国人介護人材に対する日本語能力等の向上を目的とした研修等の実施
- ③外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修等の実施
- ④その他

（詳細は、別添「令和 7 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託仕様書」のとおり）

(3) 研修の対象者

- ①県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人（以下「研修対象者（※）」という。）とし、入職から 1 年以内の者を優先させるものとする。
※ 上記以外の県内の介護施設等で就労する介護分野の外国人材（以下「他の在留資格で就労する者」という。）も対象とするが、研修対象者を優先させるものとする。
- ②外国人介護人材受入施設等（受入予定施設を含む）で日本語、介護技術指導及び生活指導等を行う職員とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

5 委託料

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

※ この金額は事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ①「令和 7 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」応募申請書（様式第 1 号）
- ②「令和 7 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」企画提案書（様式第 2 号）
- ③「令和 7 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」経費積算書（様式第 3 号）
- ④応募資格等確認用書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第 4 号）
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- ⑤事業実績書（様式第 5 号）
- ⑥個人情報の管理体制について（様式第 6 号）
- ⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第 7 号）
- ⑧会社等概要書（様式第 8 号）

(2) 提出部数及び提出方法

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和 7 年 10 月 6 日（月） 午後 5 時まで

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 人材確保グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

T E L : 029-301-3197 F A X : 029-301-3179

E-mail : fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 9 号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ・書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・企画提案書は審査基準を踏まえて作成すること。

7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書(様式第 10 号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 1 日（水） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレスにより、茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保グループ担当宛に提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出書類

質問書（様式第 10 号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メールにより回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。

※ なお、審査上必要があると認める場合は、企画提案提出者その他の関係者に対し、ヒアリングを実施するほか、プレゼンテーションを求める。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・ 企画力	・介護人材及び外国人材の現状について十分理解しているか。
	・業務目的を十分に理解した提案となっているか。
	・研修受講者が研修に参加しやすい工夫をしているか。
	・研修内容は、研修効果を高めるための工夫をしているか。
	・積算は妥当なものか。(費用対効果は適当か)
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。
	・同種、類似業務の実績はあるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。